

## 山口県宅老所・グループホーム協会 理事会規則

(目的)

第1条 当規則は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会の定款第39条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の選任)

第2条 理事の任期が満了する前の最後の理事会の時、または任期の途中で退任により理事が欠けた場合の理事会においては、理事の選任を行わなければならない。

2 任期満了に伴う理事の選任については、最終年度の年末までに会長が現任の理事に再任の意思があるかを確認し、再任の意思がある場合は理事会の決議で決定する。再任の意思がない場合は、会長や理事からの推薦により新しい理事を決定する。新しい理事を推薦したい役員は、事前に理事会に推薦状を提出して審議をしなければならない。

3 理事の定数は、定款で定めた範囲を超えることはできない。

4 社員総会で理事の承認を受けた後に、会長は理事に委嘱状を交付しなければならない。

5 新たに選任される理事の資格は、認知症ケアに精通した人材である事はもちろん、複数の理事の推薦により、理事会がその者の推薦状について審査、承認をしなければならない。

(理事の退任)

第3条 理事が任期の途中で退任する場合は、会長宛に退任届を提出し、理事会で承認を受けなければならない。

2 理事は次の任期で再任を受ける意思がない場合は、任期の最終年度の年末までに、その旨を会長に上申しなければならない。

3 理事が死亡や事故等により、あきらかに業務の遂行が困難であると理事会が判断した場合は、会長は定款に基づいて理事の解任手続きを行うことができる。

(監事の選任)

第4条 監事の任期が満了する前の最後の理事会の時、または任期の途中で退任により監事が欠けた場合の理事会においては、次の監事の選任を理事会で行わなければならない。

2 任期満了に伴う監事の選任については、最終年度の年末までに会長が現任の監事に再任の意思があるかを確認し、再任の意思がある場合は理事会の決議で決定する。再任の意思がない場合は、会長や理事からの推薦により新しい監事を決定する。新しい監事を推薦する場合には、事前に理事会にその者の推薦状を提出して審議をしなければならない。

3 監事の定数は、定款で定めた範囲を超えることはできない。

4 社員総会で監事の承認を受けた後に、会長は監事に委嘱状を交付しなければならない。

5 新たに選任される監事の資格は、法人経理に精通した人材である事はもちろん、複数の理事の推薦により、理事会がその者の推薦状について審査、承認をしなければならない。

(監事の退任)

第5条 監事が任期の途中で退任する場合は、会長宛に退任届を提出し、理事会で承認を受けなければならない。

2 監事は次の任期で再任を受ける意思がない場合は、任期の最終年度の年末までに、その旨を会長に上申しなければならない。

3 監事が死亡や事故等により、あきらかに業務の遂行が困難であると理事会が判断した場合は、会長は定款に基づいて監事の解任手続きを行うことができる。

(会長の選任)

第6条 会長が欠けた時、もしくは理事の任期が開始となった最初の理事会では、会長を選任しなければならない。

2 会長の選任は理事の中から行うものとし、立候補もしくは理事の推薦による者を候補者とし、複数の理事が候補になった場合は、選挙により理事の多数決により決定する。

3 会長の任期は理事会の申し合わせ事項として、2期まで(最長4年)とし、3期目の重任登記は行わないものとする。ただし、任期途中で補欠により選任された会長は、補欠の任期についても1期として換算する。

(会長の退任)

第7条 会長が任期の途中で退任する場合は、副会長宛に退任届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長が死亡や事故等により、あきらかに業務の遂行が困難であると理事会が判断した場合は、副会長は定款に基づいて会長の解任手続きを行うことができる。

3 会長を退任する場合は、理事も退任するかどうかを退任届に記載しなければならない。

(副会長の選任)

第6条 副会長が欠けた時、もしくは理事の任期が開始となった最初の理事会では、副会長を選任しなければならない。

2 副会長は定款で定める定数の範囲内としなければならない。

3 副会長の選任は理事の中から行うものとし、会長の推薦する者を候補者として、理事会

の決議により決定する。

- 4 副会長の任期は理事会の申し合わせ事項として、2期まで（最長4年）とする。ただし、任期途中で補欠により選任された副会長は、補欠の任期についても1期として換算する。

（副会長の退任）

第7条 副会長が任期の途中で退任する場合は、会長宛に退任届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 副会長が死亡や事故等により、あきらかに業務の遂行が困難であると理事会が判断した場合は、会長は定款に基づいて副会長の解任手続きを行うことができる。
- 3 副会長を退任する場合は、理事も退任するかどうかを退任届に記載しなければならない。

（常務理事の選任）

第6条 常務理事の配置が必要と理事会が判断した場合は、常務理事を選任することができる。

- 2 常務理事の選任は理事の中から行うものとし、会長の指名とする。
- 3 常務理事の任期は指名した会長の任期に従うものとする。

（常務理事の退任）

第7条 常務理事が任期の途中で退任する場合は、会長宛に退任届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 常務理事が死亡や事故等により、あきらかに業務の遂行が困難であると理事会が判断した場合は、会長は定款に基づいて常務理事の解任手続きを行うことができる。
- 3 会長を退任する場合は、理事も退任するかどうかを退任届に記載しなければならない。

（理事会の種類）

第8条 理事会は定款に基づいて、3か月に1回開催する定例理事会と、会長もしくは副会長が招集できる臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、原則として5月、8月、11月、2月の第3日曜日に開催し、出欠の状況は開催日の10日前までに事務局が把握して、会長が招集する。
- 3 定例理事会の日程を変更する場合は、遅くともその前の理事会で全理事、全監事に周知させなければならない。
- 4 臨時理事会は、必要に応じて事務局が日程調整をし、会長もしくは副会長が招集する。

（理事会の開催場所、時間）

第9条 理事会の開催場所は、山口県セミナーパークの会議室を基本とし、予約がとれない場合などは、会長の判断で県内の他の会場で開催することができる。

- 2 理事会の開催時間は、原則として2時間以内とする。

（理事会の日当、報酬）

第10条 理事会に出席した理事、監事の報酬は原則として無報酬とする。ただし、交通費については旅費規程に基づいて実費支弁とする。

- 2 総会で承認を受けていない理事や監事の交通費を支給することはできない。

（理事会の進行）

第11条 理事会において、事務局は理事会の成立を宣言した後に、定款に基づいて出席した理事の中から議長の選任を行う。

- 2 議長に選任された理事は、議長席に移り以降の理事会の議事を進行する。

（理事会の議事録）

第12条 理事会の議事録は事務局において作成し、議事録署名人の署名を受けた上で、終了後3か月以内に、議事録を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は議事録に署名捺印後、協会のホームページにアップするなどして、会員が自由に閲覧できるように整備しておかななければならない。

（理事会での理事の役割）

第13条 理事は理事会に上程された議案について十分な審議を行い、採決に加わらなければならない。

- 2 理事は、議案について疑義がある場合は質問をし、採決までに解決を図らなければならない。
- 3 総会で承認を受けていない理事は、採決に加わることができない。

（理事会での監事の役割）

第14条 監事は理事会の理事の出欠状況について把握し、欠席の続く理事については勧告を行わなければならない。

- 2 監事は事業の執行状況を常に監査しなければならない。
- 3 監事は、議案について疑義がある場合は質問をしなければならない。
- 4 監事は、採決に加わることができない。
- 5 監事は、定時社員総会の直前の理事会では、決算状況の監査報告をしなければならない。

（理事会での事務局の役割）

- 第15条 事務局は、理事会が円滑に運営できるように準備しておかなければならない。
- 2 事務局は、理事会の出欠状況について把握しておかなければならない。
  - 3 事務局は、議長から説明を求められた時には、その内容について説明を行わなければならない。
  - 4 事務局は、理事会に出席した理事や監事に、交通費の支弁をしなければならない。
  - 5 事務局は、理事会の審議内容を議事録に記録しておかなければならない。

(理事会の審議事項)

- 第16条 理事は理事会で審議したい内容があった場合は、理事会の2週間前までに事務局に議案の趣旨を提出しなければならない。
- 2 事務局は、理事から議案の提出を受けた場合には、会長の決裁を受けた上で議案書を作成し、理事会当日に全理事、全監事に配布しなければならない。
  - 3 会員から入会届や退会届が提出された場合には、理事会の議案において審議し、可否を決定しなければならない。なお、入会、退会の基準は定款に基づくものとする。
  - 4 審議内容について、理事の協議においても決定できない場合は、出席した理事の多数決によるものとする。
  - 5 定時社員総会の議案は、あらかじめ理事会で審議されたものでないとならない。

(理事、監事以外の理事会への参加)

- 第17条 理事会に理事および監事以外の者を参加させたい場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
- 2 理事、監事以外の者に理事会の交通費を支弁することはできない。

(その他)

- 第18条 この規則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2 この規則に定めるもの以外で疑義が生じた場合は、緊急性の高い事項は会長の専決とし、そうでない場合は、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年 5月17日から施行とする。